

あわらし条例第26号

あわらし手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が取り組む施策の基本的事項を定めることにより、手話の使いやすい環境を構築し、もってすべての市民が障害の有無にかかわらず互いに尊重し合うことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害のある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所、事業所又は活動の拠点を有する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の体系を持つ言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有すること及びその権利を尊重することを基本として行わなければならない。

2 手話への理解の促進及び手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本的な理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者の自立した日常生活及び地域における社会参加を保障するため、手話への理解の促進及び手話の普及のために必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第7条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町

村障害者福祉計画において、次に掲げる施策を含め、これらを総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の発信及び取得の推進に関する施策
- (3) 手話により円滑な意思疎通ができる環境の構築に関する施策
- (4) 手話通訳者（手話によりろう者とうろう者以外の者との意思疎通を仲介する者をいう。）の確保及び養成並びに派遣に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
（事業者への支援）

第8条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。